

観光地形成促進地域における主務大臣の確認の手引き

令和4年8月

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）

観光地形成促進地域における課税の特例を受けるために必要な手続きの概要

(この手引きではオレンジ(3と4)の項目について解説しています)

1 課税の特例の対象となる観光施設への投資計画を含む計画(観光地形成促進措置実施計画)を県知事に申請

- 〔観光地形成促進措置実施計画〕
- ・達成しようとする目標
 - ・内容(投資計画等)
 - ・実施期間
 - ・実施体制
 - ・必要な資金の額・調達方法 など

2 県知事の認定を受ける(計画が所定の基準を満たせば認定が受けられます)

(認定基準の概要)

- ・県知事が定める観光地形成促進計画に適合
- ・観光地形成促進計画の目的実現に有効かつ適切 等

※認定を受けた場合、以下の特例の対象となります。

- ・中小企業信用保険法の特例
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例

3 認定を受けた計画の実行によって見込まれる付加価値額の目標値等を主務大臣に申請

- 〔計画の実行等によって見込まれる目標値等〕
- ①投資計画を実施する事業所の付加価値額 ○%増
 - ②同事業所の雇用者の給与額 ○%増(雇用者数は維持)
 - ③同事業所の雇用者数を増加 ○人増
- ※①は必須。②と③はいずれかを選択

※手続きの便宜上、1の県知事への認定申請と同じタイミングで申請可能です。

4 主務大臣の確認を受ける(目標値が所定の基準を満たせば確認を受けられます)

(確認基準の概要)

- ・付加価値額：基準となる事業年度より年平均1.5%以上増
- ・給与額：基準となる事業年度より年平均1.5%以上増(雇用者数は維持)
- ・雇用者数：基準となる事業年度より1名以上増

※基準となる事業年度は、措置を開始する事業年度の前事業年度
※いずれも投資計画を実施する事業所ベース

Q：事業所を新設するので基準となる事業年度の実績がありません。

A：運営する他の類似事業所の基準となる事業年度の実績と比較します。

Q：申請の年度に設立した企業の場合は？

A：1年目と計画の最終事業年度の給与額の実績を比較します。

5 設備投資を実施

6 税務申告

(課税の特例の概要)

- ・投資税額控除(機械等15%、建物等8%)
- ・事業税、不動産取得税、固定資産税の減免

※課税の特例には様々な要件があり、主務大臣の確認を受けていても、特例を受けられない場合があります。諸要件を予めよくご確認ください。

この手引き中、点線の下線を引いた用語については、P20に用語の解説があります。
(当手引きをPDFデータでご覧いただく場合、点線の下線を引いた用語をクリックまたはタップすると当該用語の解説ページにジャンプします。(PCでご覧になる方は、元のページに戻る場合に端末の「戻る」機能(例:一部のPCでAlt+←キー)等を使用してください。))

第1 主務大臣の確認に関する諸手続き

1. 申請者について

確認申請ができる方は、沖縄県知事から観光地形成促進措置実施計画の認定を受けた事業者で、当該計画に係る課税の特例の適用を受けようとする事業者です。ただし、県知事の認定をこれから受けようとする場合であっても、申請の便宜上、県知事への認定申請書の提出と同時期に確認申請書を提出することは差し支えありません(以下「3. 申請方法について」参照)。

2. 確認申請書について

確認申請書の作成に当たっては、必ず所定の様式ファイル(ファイル名「確認申請書様式(設備投資用)」)を使用してください。同ファイルには複数のシートがありますが、最初に「はじめに」のシートを確認の上、手順に従って各シートの作成を行ってください。(確認を受けようとする要件に応じて、作成すべきシートが異なります。)

なお、申請に当たっては、申請書に記載されている所定の資料(「チェックリスト」シートにおいて「●」の付された資料)を添付してください。

3. 申請方法について

(1) 内閣府ホームページの事前登録フォームから、eメールアドレス等を登録ください(QRコードを読み取ると事前登録フォームが開きます)。

[内閣府ホームページの事前登録フォーム]

<https://form.cao.go.jp/okinawa/opinion-0057.html>



(2) 登録いただいたeメールアドレスに、内閣府から申請書の送付先をお知らせします。

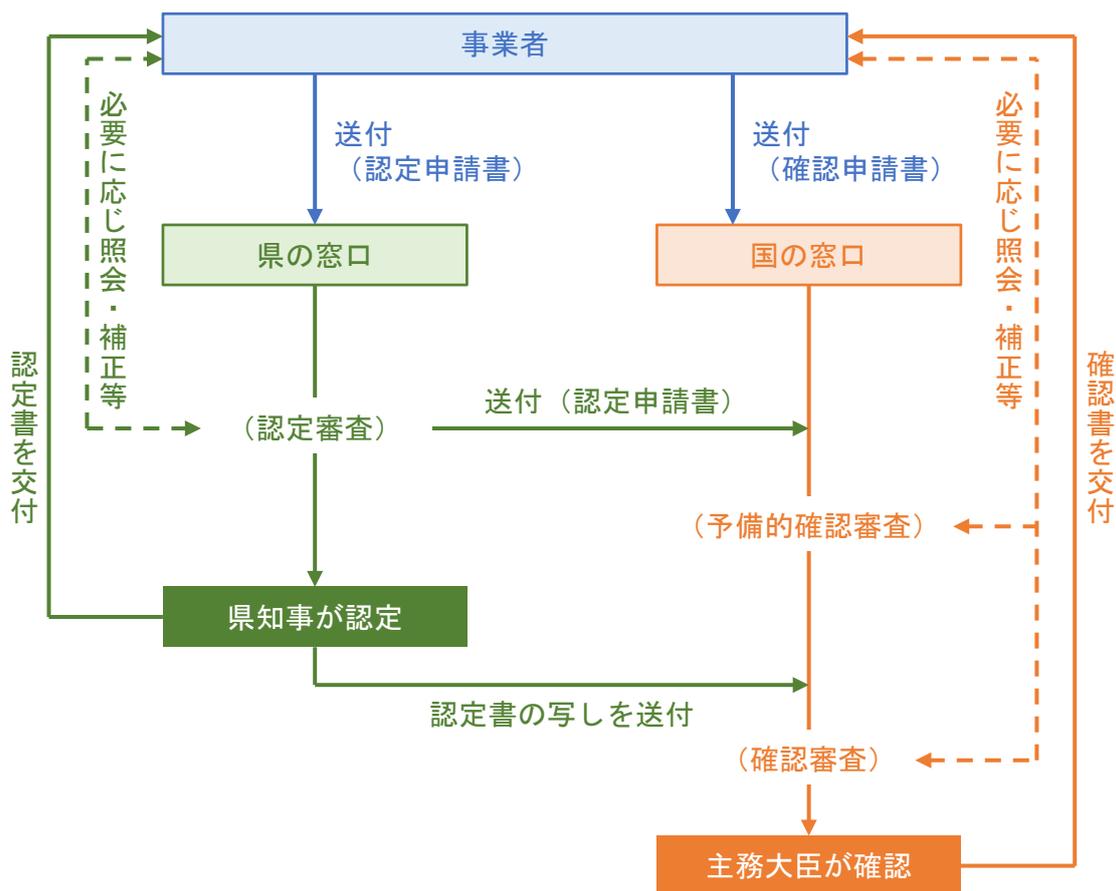
(3) 所定の申請書に目標値等の必要事項を記載し、送付先までeメールに添付してお送りください。

[留意事項]

- ・主務大臣の確認は、県知事の認定を受けた後に行いますが、確認申請書については認定申請書と同時期に送付していただいて差し支えありません(同時期に送付できない場合には、別々に申請しても問題ありません)。認定申請と同時期に送付があった場合には、県の認定審査と並行して国で予備的な確認審査を行いますので、別々に送付する場合よりも審査期間が短くなる可能性があります。

- ・主務大臣の確認申請書を県知事の認定申請書と同時期に送付する場合には、確認申請書の申請日欄は送付日の日付を記載してください。後刻、県知事の認定を受けた日に申請があったものとみなして処理します。
- ・記載方法など不明点があれば、以下「8. 問い合わせ先」にお問い合わせください。
- ・確認申請書については、沖縄の特区・地域制度の円滑な運用を図るため、沖縄県担当部局に送付することがありますので、予めご了承ください。

(参考) 認定申請書及び確認申請書提出後の流れ



4. 申請に際してのスケジュールについて

課税の特例を受けるためには、特定民間観光関連施設の取得等までに県知事の認定と主務大臣の確認を受けている必要があるため、投資を実施する前に時間的余裕（概ね2か月以上前を推奨）をもって申請してください。

なお、当該施設は、令和4年8月1日～令和7年3月31日までに特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業の用に供する必要がありますので、ご注意ください。

5. 確認申請書の記載内容の確認・補正について

確認申請書の記載内容についての確認や修正等、必要に応じ確認申請書に記載された担当者に連絡をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

6. 確認書の交付について

確認申請のあった対象措置が、主務大臣の定める基準に適合すると認められるときは、確認書をeメールに添付して送付します。

確認書は、税務申告や税務調査の際に提示を求められる場合がありますので、受領後は大切に保管してください。

7. 対象措置の実施状況の報告について

沖振法第7条の3の規定に基づき、認定事業者は、認定観光地形成促進措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとされており、同報告の中で、同計画に記載された観光地形成促進措置の実施状況として、主務大臣の確認申請の内容の実施状況についても報告ください。

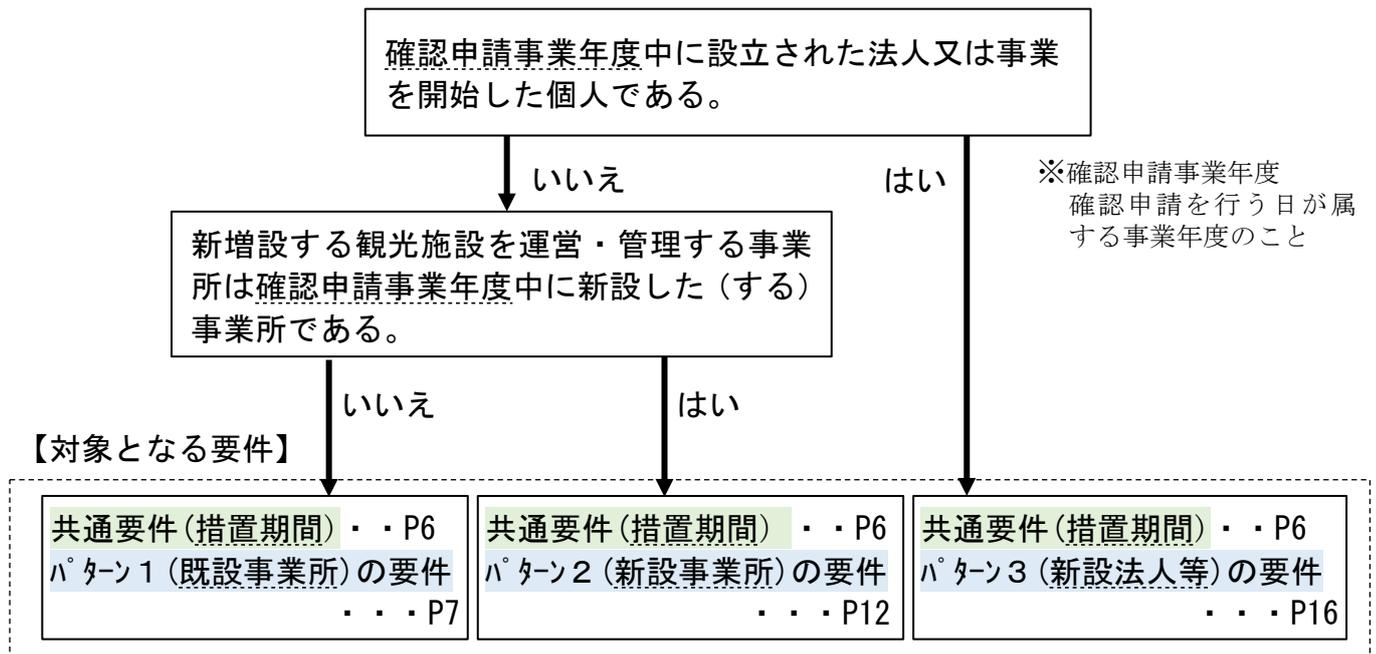
8. 問い合わせ先

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）企画担当参事官室
電話：03-6257-1683（直通）

第2 主務大臣の確認の基準について

主務大臣の確認の基準は、県知事の認定を受けた観光地形成促進措置実施計画に従って実施する観光地形成促進措置が、次ページの共通要件に該当するものであり、かつ、同措置を実施する事業所の設置時期等に応じた7ページ以降のパターン1からパターン3のいずれかに定める要件に該当することとされています。

(参考) 観光地形成促進措置を実施する事業所の設置時期等別の要件内容



(参考) この手引きで解説している主務大臣の確認の基準は、「沖縄振興特別措置法第8条第1項の規定に基づく国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に特に資するものとして主務大臣が定める基準等」(令和4年5月10日内閣府・国土交通省告示第1号)において規定されています。

共通要件 観光地形成促進措置の措置期間について【必須要件】

- ・認定観光地形成促進措置実施計画に従って実施する対象措置の措置期間（措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間）が2年以上5年以下であること。

（該当例）

事業年度が4月1日～3月31日である法人等で、認定観光地形成促進措置実施計画の実施期間が①令和4年9月1日～②令和8年8月31日である場合

①の属する事業年度の開始年月日 （措置開始事業年度の初日）	②の属する事業年度の終了年月日 （措置終了事業年度の末日）
令和4年4月1日	令和9年3月31日

- ・この例における措置期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となり、要件を満たします。

（課税の特例措置を受ける場合の留意事項）【重要】

- ・投資税額控除は4年間の繰越が可能であり、事業税及び固定資産税については5年間の減免措置が可能ですが、いずれも主務大臣の確認を受けていることが必要です。このため、これらの措置の複数年間の適用を希望する場合には、必要となる年数分の措置期間を設定するよう、沖縄県知事の認定の申請に際して十分に注意してください（ここでの措置期間は、沖縄県知事の認定を受ける観光地形成促進措置実施計画の実施期間から算定しますので、同計画の策定段階から実施期間を十分に考慮ください。）。

パターン1 対象措置が既設事業所において実施される場合（告示第2条第1号関係）

・次の1-イに該当し、かつ、1-ロ又は1-ハのいずれかに該当すること。

1-イ 付加価値額の増加

1-ロ 常用労働者数の維持及び常用労働者の給与額の増加

1-ハ 常用労働者数の増加

※ この要件は、確認申請を行う事業年度前から存在している事業所が、対象となる観光関連施設を新增設し、その後の管理・運営も行う場合に適用します。

施設の新増設に伴い、管理・運営する事業所を確認申請事業年度に別途新設した（する）場合には、パターン2で定める要件に該当する必要がありますので、その場合はP12を参照してください。

1-イ 付加価値額の増加（告示第2条第1号イ）【必須要件】

・当該既設事業所の事業に係る付加価値額増加率（以下の式で算出）が、措置期間の区分に応じ、それぞれ以下の基準値の表の割合以上であると見込まれること。

※ 対象者が沖縄に本店又は主たる事務所を有する事業者であって、当該既設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合の付加価値額については、対象者が沖縄に有する全ての事業所の付加価値額の合計額（法人の場合には法人全体の付加価値額）とします。

※ 事業所の事業に係る付加価値額の計算に当たり、事業所別の数値が算出困難なもの（例えば、役員報酬額）については、合理的な方法（例：事業所の従業員数で按分）により算出していただいで支障ありません。

※ 措置開始事業年度から措置終了事業年度に向け、可能な限り順当に付加価値額が増加することが望まれる点に留意してください。

(式) 付加価値額増加率 = $(B - A) / A$

A：基準付加価値額※以下の備考参照

B：措置終了事業年度において見込まれる付加価値額※以下の備考参照

(基準値)

措置期間 1年未満の期間は切り上げ	割合
2年	3.0%
3年	4.5%
4年	6.0%
5年	7.5%

(備考)

- ・ 付加価値額：付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課
(費用総額＝売上原価＋販売費＋一般管理費)

※事業年度の期間が1年未満である場合には1年当たりの額に換算した額とする。

※算出した付加価値額が0円以下である場合には1円とする。

※売上原価：売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額

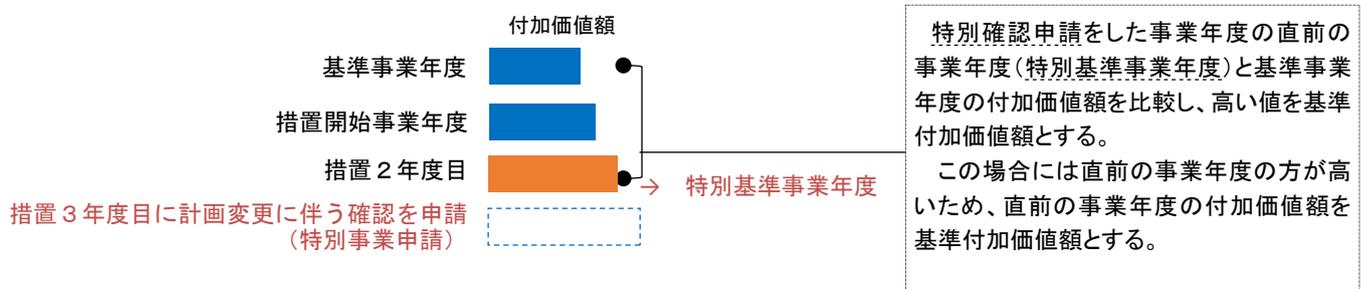
※給与総額：役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。

※租税公課：営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

- ・ 基準付加価値額：基準事業年度における付加価値額

※対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、当該確認申請に係る特別基準事業年度における付加価値額と基準事業年度における付加価値額のいずれか高い額とする。（下図参照）

- ・ 特別確認申請：沖振法第7条の2第6項の規定に基づく観光地形成促進措置実施計画の変更に伴う確認申請であって、措置開始事業年度の翌事業年度以降に行われるもの



(該当例)



- ・措置開始事業年度が R5/3 期であるため、R4/3 期が基準事業年度となります。
- ・措置終了事業年度が R9/3 期であるため、措置期間は5年間となります。
- ・基準事業年度の付加価値額が1億円、措置終了事業年度に見込まれる付加価値額が1億750万円であるため、付加価値額増加率は7.5%となります。
 $(1億750万円 - 1億円) \div 1億円 = 0.075 (7.5\%)$
- ・措置期間が5年の場合の基準値は7.5%増以上であるため、要件を満たします。

1-1 常用労働者数の維持及び常用労働者の給与額の増加（告示第2条第1号口）

【1-1-1の選択制】

・次のいずれにも該当すること。

(1) 対象措置の措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数が基準常用労働者数※以下の備考参照を下回らないこと。

※ 同数である場合を含む点に留意してください。

(2) 以下の式で算出する当該既設事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額の増加率が、措置期間の区分に応じ、それぞれ以下の基準値の表の割合以上であると見込まれること。

※ 措置開始事業年度から措置終了事業年度に向け、可能な限り順当に平均一人当たり給与額が増加することが望まれる点に留意してください。

(式) 常用労働者の平均一人当たり給与額の増加率 = $(B - A) / A$

A：基準平均一人当たり給与額※以下の備考参照

B：措置終了事業年度において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額

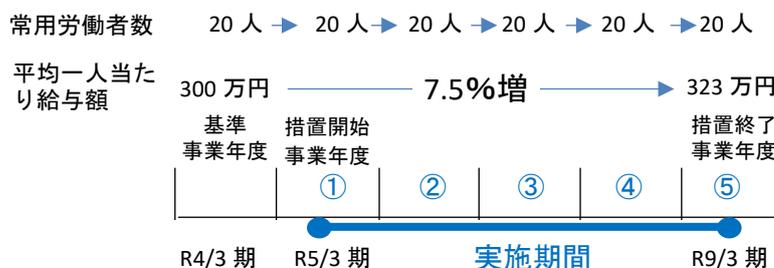
(基準値)

措置期間 1年未満の期間は切り上げ	割合
2年	3.0%
3年	4.5%
4年	6.0%
5年	7.5%

(備考)

- ・ 基準常用労働者数：基準事業年度の末日における常用労働者の数
※ただし、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、当該確認申請に係る特別基準事業年度の末日における常用労働者の数と基準事業年度の末日における常用労働者の数のいずれか多い数とする。
(1-イの備考参照)
- ・ 基準平均一人当たり給与額：基準事業年度における平均一人当たり給与額
※ただし、対象者による確認申請が特別確認申請である場合は、当該確認申請に係る特別基準事業年度における平均一人当たり給与額又は基準事業年度における平均一人当たり給与額のいずれか高い額とする。
(1-イの備考参照)

(該当例)



- ・ 措置開始事業年度が R5/3 期であるため、R4/3 期が基準事業年度となります。
- ・ 措置終了事業年度が R9/3 期であるため、措置期間は5年間となります。
- ・ その上で、まず、基準事業年度の常用労働者数が20人で、その後の1年目から措置終了事業年度の5年目までの各事業年度末日において見込まれる常用労働者数が、いずれも20人を下回らないため、(1)の要件を満たします。
- ・ 次に、平均一人当たり給与額について、基準事業年度は300万円、措置終了事業年度に見込まれる額は323万円であるため、平均一人当たり給与額の増加率は7.7%となります。
 $(323 \text{万円} - 300 \text{万円}) \div 300 \text{万円} = 0.077 \text{ (7.7\%)}$
- ・ 措置期間が5年の場合の基準値の7.5%増以上であるため、(2)の要件を満たします。

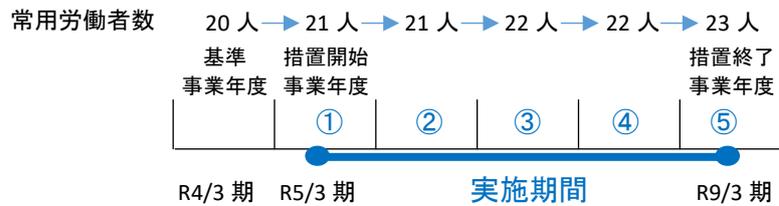
1-18 常用労働者数の増加（告示第2条第1号ハ）【1-18との選択制】

- 対象措置の措置期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設事業所に雇用されている常用労働者の数が、基準常用労働者数※以下の備考参照を上回ること。

(備考)

- 基準常用労働者数：1-18の備考参照

(該当例)



- 措置開始事業年度が R5/3 期であるため、R4/3 期が基準事業年度となります。
- 措置終了事業年度が R9/3 期であるため、措置期間は5年間となります。
- 基準事業年度の常用労働者数が20人で、その後の1年目から措置終了事業年度の5年目までの各事業年度末日において見込まれる常用労働者数が、いずれも20人を上回っているため、要件を満たします。

パターン2 対象措置が新設事業所において実施される場合（新設法人等が実施する場合を除く。）（告示第2条第2号関係）

・次の2-イ又は2-ロのいずれかに該当すること。

2-イ 対象者が、確認申請を行う日において、国内において類似事業所※以下の備考参照を有する場合は次の(1)及び(2)に該当すること。

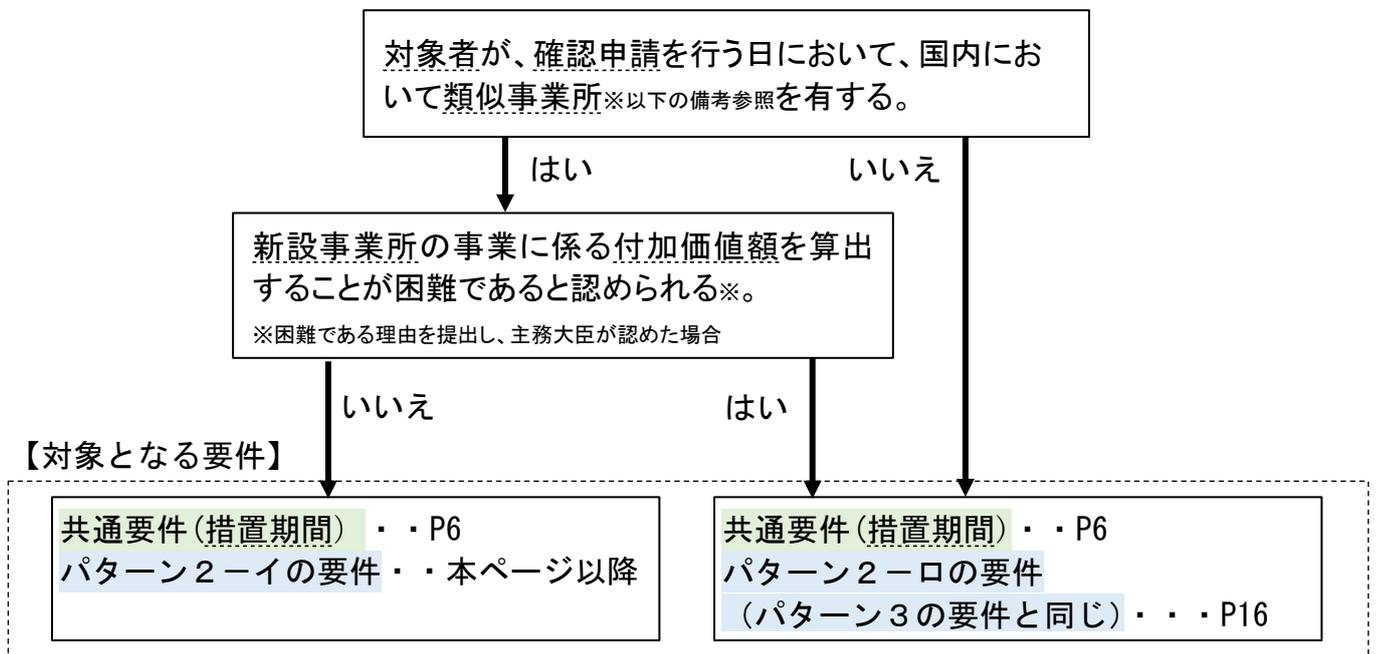
- (1) 付加価値額の増加
- (2) 常用労働者の給与額の増加

2-ロ 対象者が、確認申請を行う日において、国内において類似事業所を有していない場合又は新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合は、パターン3の要件を満たすこと。（P16参照）

※ 新設の事業所の場合、基準事業年度が存在せずパターン1の要件が適用できないため、その例外要件を定めるものです。この要件は、以下の場合に適用されます。

- ① 確認申請事業年度に新設された（される）事業所が特定民間観光関連施設の新設・管理・運営をする場合
- ② 特定民間観光関連施設の新増設に伴い確認申請事業年度に新設された（される）事業所が当該施設の管理・運営を行う場合

（参考）パターン2における申請者の状況別の要件内容



2-イ 対象者が、確認申請を行う日において、国内において類似事業所※以下の備考参照を有する場合（告示第2条第2号イ）

・次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること

（備考）

類似事業所：対象措置を実施する新設事業所と類似の特定民間観光関連施設を営む事業所であって、対象者が1年以上継続して運営しているも

の。類似事業所が複数ある場合には、いずれか任意の一事業所とします（ここでいう任意の一事業所を以下の式では「特定類似事業所」と表記しています。）。

（例）水泳場を新設する場合には水泳場、劇場を新設する場合には劇場を営む事業所が類似事業所となる。

(1) 付加価値額の増加

- 措置終了事業年度において見込まれる新設事業所の事業に係る付加価値額が以下の式で求める基準額を上回ること。

$$\text{基準額} = (A / B) \times C \times \text{付加価値額補正率}$$

A：基準事業年度における特定類似事業所の事業に係る付加価値額

B：基準事業年度の末日における当該特定類似事業所に雇用されている常用労働者の数

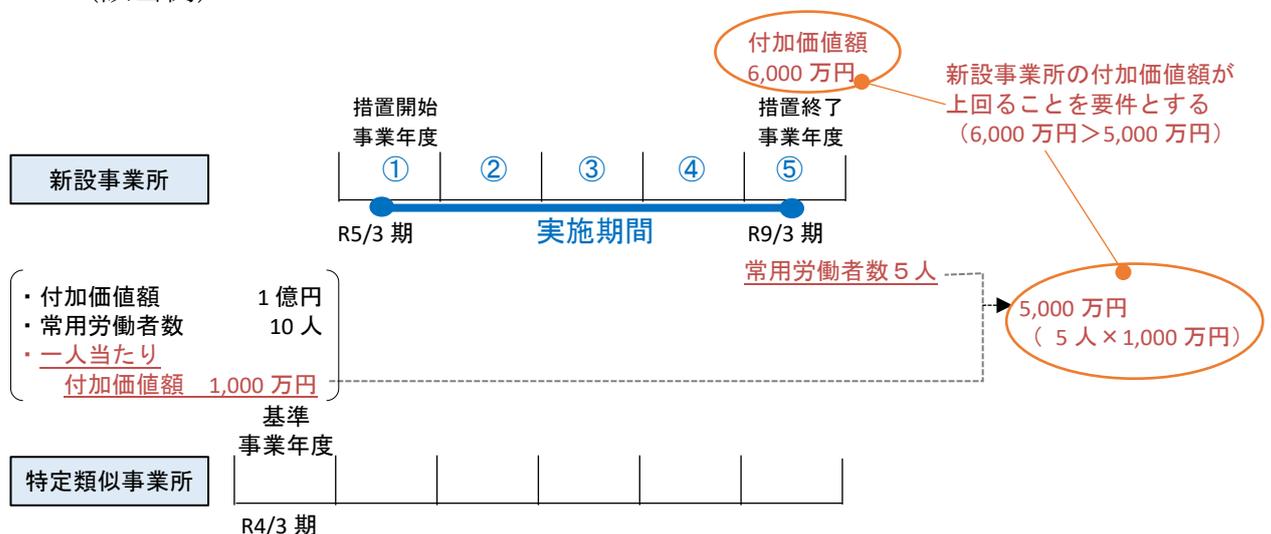
C：措置終了事業年度において当該新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者の数

※付加価値補正率：(式) 沖縄県が直近に公表した県民経済計算における一人当たり県民所得 ÷ 特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した県民経済計算（沖縄県が直近に公表した県民経済計算の年度と同一の年度のものとする。）における一人当たり県民所得

※特定類似事業所が沖縄に所在する場合は1とする。

※都道府県別の一人当たり県民所得については内閣府ホームページを参照 https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/main_2018.html

(該当例)



- ・措置開始事業年度が R5/3 期であるため、基準事業年度は R4/3 期となります。
- ・新設事業所であるため、基準となる数値（付加価値額や常用労働者数）は特定類似事業所の基準事業年度における数値を採用します。
- ・Aである基準事業年度（R4/3 期）における特定類似事業所の付加価値額は 1 億円、Bである同事業年度末日の常用労働者数は 10 人であるため、 A/B は 1,000 万円（1 億円 \div 10 人）となります。
- ・Cである措置終了事業年度（R9/3 期）において新設事業所で雇用することが見込まれる常用労働者数は 5 人であるため、 $(A/B) \times C$ は 5,000 万円（1,000 万円 \times 5 人）となります。
- ・特定類似事業所が沖縄県内に所在する場合は付加価値額補正率が 1 となるため、基準額は 5,000 万円（5,000 万円 \times 1）となります。
特定類似事業所が沖縄県外に所在する場合は、以下の〔補足〕を参照ください。
- ・新設事業所の措置終了事業年度（R9/3 期）に見込まれる付加価値額は 6,000 万円となり、基準額（5,000 万円）を上回るため要件を満たします。

〔補足〕特定類似事業所が□□県にある場合

- ・沖縄県が直近に公表した年度におけるそれぞれの県の一人当たり県民所得が以下の値であった場合
 - 沖縄県：250 万円
 - 県：400 万円
- ・付加価値額補正率は、 $250 \text{ 万円} \div 400 \text{ 万円} = 0.625$ となります。
- ・その結果、基準額は 3,125 万円（5,000 万円 \times 0.625）となります。

(2) 常用労働者の給与額の増加

- ・措置終了事業年度において見込まれる新設事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額が、以下の式で求める基準額を上回ること。

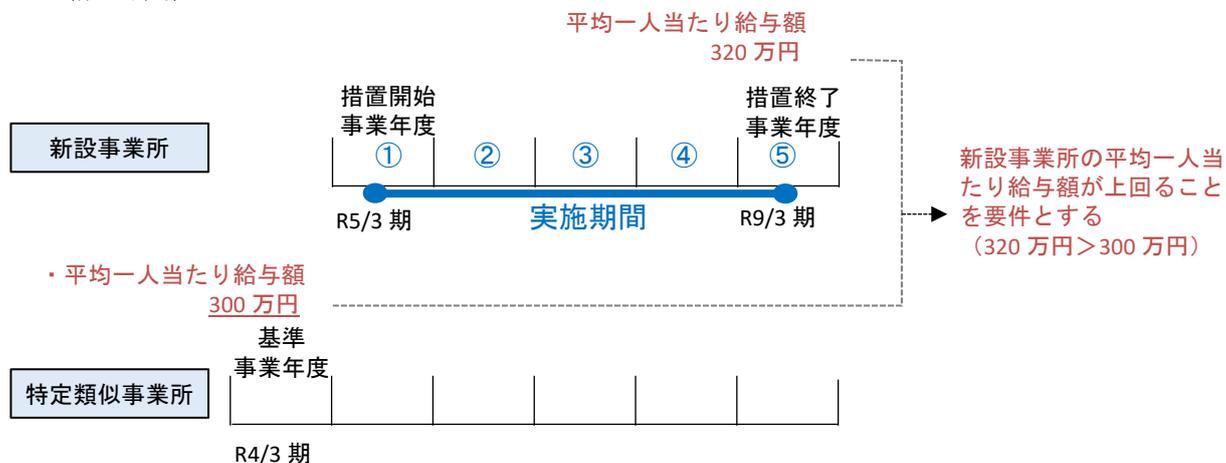
基準額 = 基準事業年度における当該特定類似事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額 \times 給与額補正率

※給与額補正率：(式) 沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査における現金給与総額 \div 特定類似事業所が所在する沖縄県以外の都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査（沖縄県が直近に公表した毎月勤労統計調査の地方調査の月と同一の月のものとする。）における現金給与総額

※特定類似事業所が沖縄に所在する場合は 1 とする。

※各都道府県が公表した毎月勤労統計調査の地方調査の取りまとめ
 情報は厚生労働省ホームページを参照
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

(該当例)



- ・措置開始事業年度が R5/3 期であるため、基準事業年度は R4/3 期となります。
- ・新設事業所であるため、基準となる数値（平均一人当たり給与額）は特定類似事業所の基準事業年度における数値を採用します。基準事業年度（R4/3 期）における特定類似事業所の平均一人当たり給与額は 300 万円です。
- ・特定類似事業所が沖縄県内に所在する場合は給与額補正率が 1 となるため、基準額は、300 万円（300 万円×1）となります。
 特定類似事業所が沖縄県外に所在する場合は以下の〔補足〕を参照ください。
- ・新設事業所の措置終了事業年度（R9/3 期）に見込まれる平均一人当たり給与額は 320 万円であり、基準額（300 万円）を上回るため要件を満たします。

〔補足〕特定類似事業所が□□県にある場合

- ・沖縄県が直近に公表した月におけるそれぞれの県の現金給与総額が以下の値であった場合
 沖縄県：26 万円
 □□県：30 万円
- ・給与額補正率は、26 万円÷30 万円=0.8666…となります。
- ・その結果、基準額は 260 万円（300 万円×26 万円÷30 万円）となります。

2-10 対象者が、確認申請を行う日において、国内において類似事業所を有していない場合又は新設事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合（告示第2条第2号ロ）

・パターン3（対象措置が新設法人等により実施される場合）に該当すること。

パターン3 対象措置が新設法人等により実施される場合（告示第2条第3号関係）

- 措置終了事業年度において見込まれる当該対象措置を実施する事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額が当該事業所の措置開始事業年度において見込まれる平均一人当たり給与額を上回ること。

※ 新設法人等には基準事業年度が存在せず、類似事業所もないため、パターン1及びパターン2の例外を定めるものです。

（該当例）



- R5/3期が措置開始事業年度、R9/3期が措置終了事業年度となります。
- 措置終了事業年度に見込まれる平均一人当たり給与額は350万円で、措置開始事業年度に見込まれる平均一人当たり給与額である300万円を上回るため、要件を満たします。

【補足】新設又は増設する特定民間観光関連施設の内容確認

主務大臣の確認は、課税の特例を受けるために必要な手続きであるため、新設又は増設しようとしている特定民間観光関連施設が課税の特例について定める関係法令の規定内容に合致しているか、申請の段階で一定程度確認することとしています。

ただし、本確認を受けたとしても、課税の特例の適用を確約するものではありませんので、予めご了承ください（課税の特例の適用に関する適否については税務当局の判断となります）。

確認の結果、課税の特例を受けられる見込みがない場合には、申請者に対してその旨を連絡します。

○ 課税の特例の対象となる施設の主な要件

- (1) 令和4年8月1日～令和7年3月31日までに新設又は増設されるもの
- (2) 沖縄県知事が定める観光地形成促進地域（沖縄県全域）の区域内に新設又は増設されるもの
- (3) 特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業の用に供する設備で、一の設備を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの
- (4) 以下の欠格要件に該当するものではないこと。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの
 - ・会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者（以下「会員等」という。）が存する施設
※当該施設の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に会員等と同一の条件で当該施設を利用させるものである旨が当該施設の利用に関する規程において明らかにされているものを除く。
 - ・【国税の特例措置を受ける場合】宿泊施設に附属する施設で、当該宿泊施設の利用者が主として利用するもの
※温泉保養施設及び国際健康管理・増進施設並びに会議場施設及び研修施設（これらの施設に専ら附属する施設として設置するものを含む。以下「温泉保養施設等」という。）にあつては、当該温泉保養施設等の利用につきその利用料金を除き一般の利用客に当該宿泊施設の利用者と同一の条件で当該温泉保養施設等を利用させるものである旨が当該温泉保養施設等の利用に関する規程において明らかにされており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により容易にその旨の情報を取得することができるものを除く。

(5) 以下のいずれかの施設に該当すること

<p>スポーツ又はレクリエーション施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳場 ・スケート場 ・トレーニングセンター(主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。) ・ゴルフ場 ・テーマパーク(文化、歴史、科学その他の特定の主題に基づいて施設全体の環境を整備し、その主題に関連する遊戯施設その他の設備を設け、当該設備により客に娯楽を提供する施設をいう。) ・ボーリング場※地方税のみ
<p>教養文化施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場 ・動物園 ・植物園 ・水族館 ・文化紹介体験施設(自然、伝統的な美術品、工芸品、園芸品若しくは生活文化、伝統芸能若しくは歴史資料を映像により紹介するための施設又は伝統的な美術品、工芸品若しくは園芸品の製作の体験若しくは伝統的な生活文化の体験のための施設をいう。)
<p>休養施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・展望施設(高台等の自然の地形を利用して、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設で、展望台を備えたものをいう。) ・温泉保養施設(温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、温泉浴場、健康相談室(医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。)及び休憩室を備えたものをいう。) ・スパ施設(浴場施設であって、海水、海藻、海泥その他の海洋資源、<u>沖振法</u>第3条第1号に規定する沖縄の泥岩その他の堆積岩又は沖縄の農産物その他の植物の有する美容・瘦身効果その他の健康増進効果を利用し、マッサージその他手技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行うための施設及び休憩室を備えたものをいう。) ・国際健康管理・増進施設(病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設(全国通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であって、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を

	<p>有する者が配置されているものに限る。)で、浴場又はプール、有酸素運動施設(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。)又はトレーニングルーム(室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)及び健康相談室(医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。)を備えたものをいう。)</p>
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ・会議場施設(複数の会議室を有する施設で、会議に必要な視聴覚機器を備えたものをいう。) ・研修施設(複数の講義室を有する施設で、実習室及び資料室を備えたものをいう。) ・展示施設※地方税のみ ・結婚式場(専ら挙式、披露宴の挙行その他の婚礼のための役務を提供するための施設をいい、宿泊施設に附属する施設で当該宿泊施設と同一の建物内に設置されるものを除く。)
販売施設	<ul style="list-style-type: none"> ・沖振法第8条第1項に規定する販売施設のうち沖縄振興特別措置法施行令(平成14年政令第102号)第7条第1号に規定する小売施設及び飲食施設として沖縄県知事の指定を受けたもの

(参考) 用語解説

	用語	説明
お	沖振法	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）
か	確認申請	沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認に係る申請
	確認申請事業年度	確認申請の日の属する事業年度
	観光地形成促進計画	沖縄県知事が定める国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（沖振法第6条参照）
	観光地形成促進措置	事業者が、観光地形成促進地域の区域内において国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に必要な施設の整備その他の措置として、観光地形成促進措置実施計画に記載する措置。特定民間観光関連施設の新設又は増設は、本措置の一部として実施されることとなる。（沖振法第7条の2第1項参照）
	観光地形成促進措置実施計画	事業者が、沖縄県知事が定める観光地形成促進計画に即して作成し、沖縄県知事の認定を求めることができるもの（沖振法第7条の2第1項参照）
	観光地形成促進地域	沖縄県知事が観光地形成促進計画において定めることができる地域で、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るために必要とされる所要の要件を備えている地域（沖振法第6条参照）
き	基準事業年度	措置開始事業年度の直前の事業年度
	既設事業所	対象者が確認申請事業年度の初日の前日以前に設置した事業所
し	新設事業所	対象者が確認申請事業年度に設置し、又は設置しようとする事業所
	新設法人等	対象者のうち、確認申請事業年度に設立された法人又は確認申請事業年度に事業を開始した個人
	実施期間	事業者が、観光地形成促進措置実施計画に記載する観光地形成促進措置を実施する期間
	常用労働者	<p>期間を定めないで、又は1箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者（事業主又は法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、事業主又は法人の代表者の親族である者をいう。）を除く。パートタイム労働者を含む。）</p> <p>※パートタイム労働者（常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者）を含む。</p> <p>※いわゆる使用人兼役員は労働者に含むが、役員は労働者に含まない。</p>

そ	措置開始事業年度	対象措置の実施期間の開始の日の属する事業年度
	措置期間	措置開始事業年度の初日から措置終了事業年度の末日までの期間（年度ベースの期間となる）
	措置終了事業年度	対象措置の実施期間の終了の日の属する事業年度
た	対象計画	沖縄県知事の認定を受けた観光地形成促進措置実施計画（認定観光地形成促進措置実施計画）
	対象者	観光地形成促進地域の区域内において認定観光地形成促進措置実施計画に従って特定民間観光関連施設を新設し、又は増設する認定事業者（沖振法第7条の2第4項の認定を受けた者をいう。）であって、沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けようとする者
	対象措置	対象者が対象計画に従って実施する観光地形成促進措置
と	特定民間観光関連施設	スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令（沖縄振興特別措置法施行令第7条）で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するもの。本施設を新設又は増設する認定事業者（主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）で定めるところにより、課税の特例の適用対象となりうる。（沖振法第8条第1項参照）
	特定類似事業所	対象者が有する類似事業所のうち、いずれか任意の一事業所（類似事業所を沖縄に有する場合は、沖縄に有するものに限る。）
	特別確認申請	沖振法第7条の2第6項の規定に基づく観光地形成促進措置実施計画の変更に伴う確認申請であって、措置開始事業年度の翌事業年度以降に行われるもの
	特別基準事業年度	特別確認申請の日の属する事業年度の直前の事業年度
に	認定観光地形成促進措置実施計画	沖縄県知事の認定を受けた観光地形成促進措置実施計画（沖振法第7条の2第8項参照）
	認定事業者	観光地形成促進措置実施計画の認定を受けた事業者（沖振法第7条の2第6項参照）
ふ	付加価値額	以下の式で算出 $\text{付加価値額} = \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$ （費用総額＝売上原価＋販売費＋一般管理費） ※事業年度の期間が1年未満である場合にあっては1年当た

		<p>りの額に換算した額とし、0円以下である場合には1円として計算</p> <p>※売上原価：売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額。</p> <p>※給与総額：役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。</p> <p>※租税公課：営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。</p> <p>※事業所の事業に係る付加価値額の計算に当たり、事業所別の数値が算出困難な要素（例えば、役員報酬額）については、合理的な方法により算出していただいで支障ありません（例：事業所の従業員数で按分）。</p> <p>※当該事業所の事業に係る付加価値額を算出することが困難であると認められる場合は、申請法人等が沖縄に有する全ての事業所の付加価値額の合計額で計算</p>
へ	平均一人当たり給与額	<p>事業年度の各月における常用労働者一人当たりの現金給与総額（決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額をいう。）の当該事業年度における合計額を当該事業年度の月数で除して得た額。</p> <p>※現金給与総額</p> <p>労働の代償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、貯金等を差し引く前の金額で以下①及び②の合計。退職を事由に労働者に支払われる退職金は含まれない。</p> <p>①決まって支給する給与</p> <p>労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、「超過労働給与」を含む。</p> <p>②特別に支払われた給与</p> <p>あらかじめ定められた契約や規則等によらないで、一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与、新しい契約により過去にさかのぼって算出された給与の追給額、3か月を超える期間ごとに算定される住宅手当や通勤手当等、並びに賞与（ボーナス）。</p>

		※いわゆる使用人兼役員の賃金は現金給与総額に含まれるが、役員報酬は含まれない。
る	類似事業所	観光地形成促進措置を実施する新設事業所と類似の特定民間観光関連施設を営む事業所であって、主務大臣の確認を受けようとする認定事業者が1年以上継続して運営しているもの (例) 水泳場を新設する場合には水泳場、劇場を新設する場合には劇場を営む事業所が類似事業所となる。